

**鳥取県告示第71号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市関金町山口字良源寺1945の30
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため